

令和2年度

京都大学生存圏研究所

研究集会（共同利用・共同研究拠点）公募要領

生存圏研究所は、平成16年の発足以来、人類の生存を支え人類と相互作用する場である宇宙圏、大気圏、森林圏、人間生活圏を「生存圏」として包括的に捉え、「生存圏」の現状を正確に診断・理解すると同時に、持続的発展が可能な「生存圏」の構築に欠かせない科学技術の確立と社会還元を目指し活動を行ってきました。

生存圏研究所は、これまで人類が直面する喫緊の課題として、4ミッションを設定して共同利用・共同研究活動を発展させてきました。平成23年からは、人の健康に直接影響及ぼす環境変動を正確に理解し、健康的で安心・安全な暮らしにつながる方策を見出す「新領域研究」を推進してきました。

この度、平成28年度からの第三期中期計画・中期目標期間の開始に合わせて、ミッションの役割を見直し、従来の4ミッションを発展的に改変するとともに、健康で持続的な生存環境を創成する新ミッション「高品位生存圏」を創設し、研究成果の実装を含めた社会貢献を目指すこととしました。新ミッションは、社会とのつながりや国際化、物質・エネルギーの循環をより重視したものとなります。また、新ミッションの設置と合わせて、インドネシアに「生存圏アジアリサーチノード」を整備・運営することで、国際共同研究のハブ機能を強化するとともに、生存圏科学を支え、さらに発展させる国際的な人材育成を進め、地球規模で起こる課題の解決に取り組みます。

- ・（新ミッション1）「環境診断・循環機能制御」
- ・（新ミッション-2）「太陽エネルギー変換・高度利用」
- ・（新ミッション-3）「宇宙生存環境」、
- ・（新ミッション-4）「循環材料・環境共生システム」
- ・（新ミッション-5）「高品位生存圏（Quality of Future Humansphere）」

（詳しくは、生存圏研究所のホームページ <http://www.rish.kyoto-u.ac.jp/>を参照ください。）

生存圏研究所は、上記ミッションと深く関わる研究テーマについて、全国レベルで共同利用・共同研究を展開しておりますが、その一環として上記のミッションを元に、さらに広く生存圏科学研究の関連テーマについて全国の研究者が集中的に討議する研究集会を下記のとおり公募します。

記

1. 公募事項

生存圏科学研究の関連分野における研究集会

2. 申請資格者

- ① 国立大学法人、公、私立大学および国、公立研究機関の研究者、国立研究開発法人・独立行政法人機関の教員・研究者またはこれらに準ずる研究者
- ② 本研究所長が特に適当と認めた者
ただし、研究代表者は教育・研究機関の常勤職員に限ります。

3. 期間（研究集会日程）

令和2年4月から令和3年3月迄に設定・実施されるもの

4. 審査基準

- ① 生存圏研究所の共同利用・共同研究拠点並びに生存圏ミッションとの関連
- ② 生存圏科学コミュニティー、ネットワーク発展への貢献との関連
(参照：生存圏フォーラムHP <http://www.rish.kyoto-u.ac.jp/forum/>)
- ③ 生存圏科学の発展への寄与
- ④ 経費・企画の妥当性

5. 申請の方法等

- ① 申請期限：令和2年1月24日（金）
- ② 研究集会の開催を本研究所外から申請される場合は、研究代表者を定め、研究集会の目的、名称、開催予定期間、その他申請事項について事前に本研究所の関係教員と十分な打ち合わせをして下さい。
- ③ 研究集会の開催場所については、本研究所の内外を問いません。
- ④ ポスター、看板、要旨集等には研究集会の主催または共催が本研究所であることを明示して下さい。
- ⑤ 講演者のうち少なくとも一人は本研究所の研究者を含めて下さい。
- ⑥ 研究集会の申請にあたっては、「研究集会申請書」（様式1）1部を下記の「4. 提出先」へメールの添付で提出して下さい。
- ⑦ 申請書の書式ファイルは本研究所のホームページからダウンロードできます。
以下のURLをご覧ください。

<http://www.rish.kyoto-u.ac.jp/applications/symposium2020>

[その他の留意事項等について]

1. 選考および通知

- ① 申請課題の選考と採択は、生存圏学際萌芽研究センター運営会議にて、上記の審査基準に基づき審査を行い、決定致します。

- ② 審査にあたって、センター運営会議は必要に応じて申請代表者から説明を聞くことがあります。
- ③ 審査結果については、所長より申請者宛にメールにて通知します。

2. 所要経費

共同研究集会予算は旅費、会場費、印刷費、その他共同研究集会運営に必要な諸費用を予算の範囲内において配分額を決定し、支給致します。

① 旅費について

旅費は、共同研究集会に参加するための交通費及び滞在費を京都大学の旅費規程に基づき支給致します。(旅費については、研究集会(共同利用・共同研究拠点)以外のお手持ちの旅費が充当できる場合には弾力的に利用し、経費の削減にご協力いただきますようお願いいたします。予算の都合により滞在費を減額する場合がありますのでご了承ください。また、研究集会に必要な旅費は精算払いとします。

② 謝金について

講師謝金は原則として支弁しません。労務謝金(学生)については、研究集会運営のために必要な場合のみ支弁致します。

3. 研究報告書

採択された研究集会については、集会終了後、次の要領で、「研究集会報告書」を提出して頂きます。この報告書は、年度毎に本研究所でまとめ、関係機関に配布します。

① 研究集会報告書

研究集会の代表者は研究集会終了後、4週間以内に「研究集会報告書」(様式2)を「4. 提出先」へ提出して下さい。報告書の作成に当たっては、図表等を含めてA4サイズ1~2枚になるようにして下さい。提出原稿は、製本用原稿としてそのまま印刷されます。また、ポスターや要旨集があれば一部提出して下さい。本研究所でまとめて保管いたします。

- ② 報告書が提出されない場合は、翌年度、申請代表者からの研究集会の申請は受理されませんので、ご注意下さい。

- ③ 報告書の書式ファイルは本研究所のホームページからダウンロードできます。

以下のURLをご覧ください。

<http://www.rish.kyoto-u.ac.jp/applications/symposium2020>

4. 提出先

〒611-0011 宇治市五ヶ庄

京都大学 宇治地区事務部 研究協力課拠点支援掛共同利用担当

Tel : 0774-38-3352 Fax : 0774-38-3369

E-mail : symposium@rish.kyoto-u.ac.jp

電子メールで送信の場合、受領確認のメールを3日以内に返送します。

受領確認メールが届かない場合は、上記共同利用担当までお問い合わせ下さい。